

平成 22 年度 「地域いきいき運営交付金」の交付額について（途中経過報告）

1 交付額の内示

3 月市議会定例会の議決後、地区活動支援担当を通じて正式に内示する予定です。

なお、地区ごとの交付金額は、下記の考え方にに基づき交付したい。

2 予算要求にあたっての平成 22 年度交付額の考え方

◆ 平成 22 年度分について

- (1) 平成 21 年 8 月 1 日の調査がもっとも妥当な世帯数であり、これを平成 22 年度分「地域いきいき運営交付金」の基準世帯数とする。
- (2) 平成 18 年 5 月 1 日調査から平成 21 年 8 月 1 日調査による世帯数の増減を反映させた額を平成 22 年度「地域いきいき運営交付金」暫定額とする。
- (3) 世帯数の増減の反映は、行政連絡事務費及び地域公民館交付金（均等割を除く）相当額により行う。
一般世帯の増減数 × (570 + 210) + 事業所世帯の増減数 × (570 + 90)
- (4) 世帯数の増減の反映により、すでに提示した交付予定額を下回る地区については、交付予定額との差額を「平成 22 年度に限った調整交付金」として交付する。
- (5) (2)の暫定額に、「地域家庭の子育て補助金」（全地区 1 万円）を加算した額を平成 22 年度「地域いきいき運営交付金」基準額とする。

◆ （参考）平成 23 年度分交付金額について

- (1) 平成 22 年 9 月 1 日付で世帯数調査を実施し、世帯の増減率により決定する。

$$\text{平成 22 年度基準額の 2 分の 1 (固定費)} + \text{平成 22 年度基準額の 2 分の 1 (変動費)} \times \frac{\text{平成 22 年 9 月 1 日世帯数}}{\text{平成 21 年 8 月 1 日世帯数}}$$